

見 積 公 告

次のとおり、見積競争に付します。

令和 6 年 10 月 7 日

全国健康保険協会福井支部
支部長 前田 英之

1 調達内容

- (1) 調達件名
健康経営好事例集の作成業務委託
- (2) 業務委託の内容
仕様書による。
- (3) 納入期限
仕様書による。
- (4) 見積競争方法
見積金額は総価とし、調達物品の本体価格のほか、納入等に関する一切の諸経費を含めること。
契約の決定に当たっては見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額を含まない金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 見積書等の提出場所等

- (1) 見積書等の提出場所、仕様書の交付場所
〒910-8541 福井県福井市大手 3-7-1 福井県織協ビル 9 階
全国健康保険協会福井支部

(2) 提出書類

(ア) 見積書

(イ) 令和4・5・6年度資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(ウ) 社会保険料を納入したことが確認できる書類(保険料納入証明書又は領収書の写し)

(3) 提出期限

令和6年10月17日(木) 17時00分

(4) 仕様書に対する質問の受付先

企画総務グループ 担当：田中

電話番号 0776-27-8301

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 全額免除とする。

(3) 見積書には、事業所名・代表者名を記載の上、代表者印を押印すること。

なお、本公告に示した参加資格のない者の提出した見積書、参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 否

(5) 契約の相手方の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会福井支部長が判断した者であって、当協会が予定する価格の制限の範囲内で有効な最低価格の見積書を提出した者を契約候補者とする。

(6) 決定業者へのみ別途連絡することとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 支払いについては、適正な請求書を受理した翌日から30日以内に支払うものとする。

(9) 詳細は仕様書による。

(10) 採用された事業者の見積競争の結果は、公表することがある。

以上

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。